

1. 積極的疫学調査の概要

富山県では1月27日から患者の重症化防止に力点を置いた積極的疫学調査に重点化

施設調査

【調査対象】

・次の施設を優先的に調査(重症化リスクのある者が多数利用する施設、感染拡大が生じやすい施設など)

医療機関

社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設(入所系)、保育関連施設等)

学校(小学校等)

・事業所等は、各自で調査

濃厚接触者に対する検査等

【検査対象】

・濃厚接触者のうち次の者

同居家族／小学生以下の子ども／医療従事者／

社会福祉施設職員／小学校の教員など

※上記以外の者は、症状が出た場合に検査

【健康観察】

・同居家族 ※その他の者は、症状が出た場合に厚生センターへ連絡

オミクロン株の特徴
(潜伏期間、発症期間、重症度)

濃厚接触者の特定、行動制限の取扱いを変更
【令和4年3月22日から当面の間】

県民皆さま、お一人おひとりが感染予防対策の徹底をお願いします。

2. 濃厚接触者の特定・行動制限①

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- 厚生センターが、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める(自宅待機等)
- 濃厚接触者の待機期間は、原則7日間(8日目解除)
- 4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目からの解除も可能
(7日間は、各自、検温などにより健康確認を実施)

追加点

(2) 事業所等で感染者が発生した場合 ((3),(4)の場合を除く)

- 原則、厚生センターによる濃厚接触者の特定、行動制限は行わない
- 事業者等は、同一家族以外の感染者と接触があったことのみを理由として、出勤・外出を制限する必要はない
- 事業所等で陽性者と接触のあった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動(不特定多数の飲食、大規模イベント参加等)を控える
- 事業者等は、感染状況等に応じて、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を求める

追加点

追加点

追加点

追加点

2. 濃厚接触者の特定・行動制限②

(3) 病院、高齢者・障害者施設(入所系等)で感染者が発生した場合

- 厚生センターが、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める(自宅待機等)
- 濃厚接触者の待機期間は、原則7日間(8日目解除)
- 4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目からの解除も可能
(7日間は、各自、検温などにより健康確認を実施)
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下で、毎日の検査による陰性確認で、業務従事が可能

追加点

(4) 保育関連施設、小学校等で感染者が発生した場合

- 厚生センターが、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める(自宅待機等)
- 濃厚接触者の待機期間は、原則7日間(8日目解除)
- 4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目からの解除も可能
(7日間は、各自、検温などにより健康確認を実施)
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下で、毎日の検査による陰性確認で、業務従事が可能

追加点

追加点